

## ■ 感染拡大防止対策に係る設計変更に関する運用について

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、下記の対応とすることを基本とする。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事・業務共通</p>	<p>① 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、<u>受注者は新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る計画書</u>（一時中止期間中に実施する対策については、一時中止期間中の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書、一時中止期間中以外に実施する対策については、<u>変更施工計画書</u>（業務の場合は<u>変更業務計画書</u>））（以下、「計画書」という。）<u>を作成し、打合せ簿にて発注者に提出し協議を行う。</u></p> <p>② 受発注者協議により、<u>個別の現場又は履行箇所</u>に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とし、<u>請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行う。</u>なお、費用等について、受注者、発注者双方の認識に相違が生じないようにするため、受注者から計画書が提出された段階で速やかに設計変更の対象とする事項を受発注者間で協議する。</p> <p>③ 感染拡大防止のために必要と認められる対策については、<u>精算時にて設計変更</u>する。                  費用計上にあたっては、物価資料（建設物価、積算資料）により費用を算出するものとするが、<u>物価資料に記載のない資材等については、見積りや領収書等を確認したうえで実費精算とする。</u></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事における対応</p>	<p>④ 工事の一時中止を伴わない場合の費用の計上                  積算にあたっては、<u>共通仮設費、現場管理費に該当する取組をまとめて、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」として共通仮設費に積み上げ計上する。</u>なお、<u>全ての管理費の対象外とする。</u></p> <p>⑤ 工事の一時中止を行った場合の費用の計上  <u>工事一時中止期間中に実施した新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用は「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」にて積算を行うものとし、上記「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」に含めないものとする。</u>                  なお、一時中止期間外に行った対策に要した費用については、上記④に基づき費用の計上を行う。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">業務における対応</p>	<p>⑥ 業務の一時中止を伴わない場合の費用の計上                  積算にあたっては、<u>直接経費に「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」として積み上げ計上する。</u>なお、<u>全ての管理費の対象外とする。</u></p> <p>⑦ 業務の一時中止を行った場合の費用の計上  <u>外業を伴う業務において、業務一時中止期間中に実施した個別の履行箇所に係る新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用は、受発注者の協議により設計変更の対象とする。</u>なお、<u>全ての管理費の対象外とする。</u>                  なお、一時中止期間外に行った対策に要した費用については、上記⑥に基づき費用の計上を行う。</p>

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更

○ 直轄工事・業務では、感染拡大防止のために必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。  
※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

(工事における設計変更の対象とする対策の例)



「3密」の中での打合せ  
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



赤外線体温計



Webカメラを活用した  
遠隔による現場確認



労働者宿舎（↑外観、  
→共用スペース）  
⇒近隣宿泊施設の確保



(業務における設計変更の対象とする対策の例)



飛沫感染防止対策 (ビニール養生)



消毒液の設置



業務従事者のマスク着用



赤外線体温計

- ※ 個別の履行箇所に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、例示以外の項目についても、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待。
- ※ 設計業務などで、個別の業務における対策であることが確認できないものは設計変更の対象外。